

環廃産060315004号
平成18年3月15日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について

産業廃棄物行政については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、「行政処分の指針について（通知）」（平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号本職通知。以下「行政処分指針」という。）において、法人、外国人及び外国法人の刑罰に係る欠格要件についての照会先として各地方検察庁を挙げているところである。

この度、本職から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者、法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は法第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者について、法第7条第5項第4号、第14条第5項第2号及び第14条の4第5項第2号の欠格事由（以下「欠格事由」という。）の該当の有無の調査につき、法務省刑事局に対し協力要請を行い、同局において、別添のとおり各地方検察庁に対して通知（以下「通知」という。）を発したところである。

今後、貴職においては、地方検察庁に対し照会を行う際は、通知に添付される様式によって行われたい。

なお、「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」に関する欠格事由の照会等、実質的な判断を要する事項については、そのことを裏付ける資料を付した上で照会されたい。

法務省刑総第266号（例規）
平成18年3月6日

地方検察庁次席検事 殿

法務省刑事局総務課長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について（通知）

この度、標記の件について、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から別添のとおり協力要請がありましたので、法人又は外国人の欠格事由に関する照会及び刑事確定訴訟記録の閲覧申請があった場合には、できる限り協力するよう御配慮願います。

法務省刑事局総務課長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について

標記の件につき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者、同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は同法第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者について、同法第7条第5項第4号、第14条第5項第2号及び第14条の4第5項第2号の欠格事由（以下「欠格事由」という。）の該当の有無を調査する必要があるため、下記事項につき各都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。）から、検察庁に対し、別紙様式第1から別紙様式第3までによる照会等を行うことにつき、関係検察庁の御協力を賜りたく、御配慮方お願いいたします。

記

- 1 産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人若しくは外国人、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人若しくは外国人又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする法人又は外国人の欠格事由に関する照会
- 2 産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者に係る刑事確定訴訟記録（禁錮以上の刑に処せられたもの又は次に掲げる法律により罰金の刑に処せられたもの。）の閲覧及び謄写
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - (2) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
 - (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 - (4) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
 - (5) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
 - (6) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - (7) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
 - (8) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
 - (9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
 - (10) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
 - (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
 - (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
 - (13) 刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）及び第247条（背任）
 - (14) 暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）

別添様式1（ひな形）

文 書 番 号
年 月 日

地方検察庁（検察官） 殿

都道府県知事 印
市長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者
等の欠格事由に関する調査について（照会）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可，同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可又は同法第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可をするに当たって，貴庁の管轄区域内に本店又は主たる事務所を有する下記の法人について，欠格事由の有無を調査する必要があるので，別紙により御回答願いたく照会します。

記

- 1 本店又は主たる
事務所の所在地
- 2 名 称
- 3 代表者の氏名

都道府県知事 殿
市長

地方検察庁（検察官）

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等の欠格事由に関する調査について
（回答）

年 月 日付 第 号をもって照会のあった下記の法人に対する標記の
調査については、次のとおり回答します。


記

- 1 本店又は主たる事務所の所在地
- 2 名称
- 3 代表者の氏名
- 4 回答内容（該当事項に○印を記入願います。）

A	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律						1 該当する
	(2) 浄化槽法						
	(3) 大気汚染防止法						
	(4) 騒音規制法						
	(5) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律						
	(6) 水質汚濁防止法						2 該当しない
	(7) 悪臭防止法						
	(8) 振動規制法						
	(9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律						
	(10) ダイオキシン類対策特別措置法						
	(11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法						
Aに該当する裁判の内容	罪名	刑名, 刑期・金額	裁判所	裁判の日	確定の日	刑執行終了	
		罰金 円	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		罰金 円	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

(注) 上記に裁判内容を記入願います。

地方検察庁（検察官） 殿

都道府県知事 
市長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者
等の欠格事由に関する調査について（照会）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可，同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可又は同法第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可をするに当たって，下記の者について，欠格事由の有無を調査する必要があるので，別紙により御回答願いたく照会します。

記

- 1 国籍
- 2 国籍の属する国に
おける住所又は居所
- 3 居住地
- 4 氏名
- 5 生年月日 年 月 日

都道府県知事 殿
市長

地方検察庁（検察官）

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等の欠格事由に関する調査について
（回答）

年 月 日付 第 号をもって照会のあった下記の者に対する標記の調査
については、次のとおり回答します。

記

- 1 国 籍
- 2 国籍の属する国に
おける住所又は居所
- 3 居住地
- 4 氏 名
- 5 生年月日
- 6 回答内容（該当事項に○印を記入願います。）

A	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった（刑の時効完成又は刑の執行免除）日から5年を経過しない者	1 該当する 2 該当しない
B	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (2) 浄化槽法 (3) 大気汚染防止法 (4) 騒音規制法 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (6) 水質汚濁防止法 (7) 悪臭防止法 (8) 振動規制法 (9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (10) ダイオキシン類対策特別措置法 (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (13) 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条又は第247条 (14) 暴力行為等処罰ニ関スル法律	1 該当する 2 該当しない

A・Bに該当する裁判の内	罪名	刑名, 刑期・金額	裁判所	裁判の日	確定の日	刑執行終了
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(注) 上記に裁判内容を記入願います。

検察庁（検察官） 殿

都道府県知事 印
市長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に
係る刑事確定訴訟記録の閲覧及び謄写申請について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可，同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可又は同法第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可をするに当たって必要がありますので，下記事案に係る刑事確定訴訟記録の閲覧及び謄写申請を申し出ます。

記

- 1 被告人
- 2 宣告裁判所
- 3 裁判言渡年月日